令和８年度

小規模崩壊地復旧事業

千疋地区

復旧工事　仕　様　書

事業主体　　広島県庄原市

施行箇所　　庄原市総領町亀谷（河内宅裏）

特　記　仕　様　書

第１章　総　則

第１節　適　用

１　本特記仕様書は、千疋地区復旧工事　に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　（令和８年８月　広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

※　土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。　https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- 1-1-2-14　施工管理　1.標示板の設置
- 1-1-3-7　契約後ＶＥ工事
- 1-1-3-9　県産木材の活用
- 3-1-1-7　工事完成図書の納品　6.地質調査の電子成果品等

第３節　用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第１章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2　用語の定義	6.設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2　用語の定義	1.監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2　用語の定義	2.総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則(平成17年3月31日規則第47号)
1-1-2-2　用語の定義	4.技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2　用語の定義	5.検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5　工事の下請負	1.下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5　工事の下請負	2.指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5　工事の下請負	5.下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5　工事の下請負	6.県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第４節　災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

１　現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、 9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書　第１章　総則　第５節

「現場代理人の兼務」１に掲げる条件（（３）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

２　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。

３　請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。

４　請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第　５　節　　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。

（２）　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(３)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

２　受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が１０ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること。

（２）　兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(３)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

３　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

４　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
（１）　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
（２）　兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年３月31日条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
（３）　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
（４）　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
（５）　著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
（６）　その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
５　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第　６　節　　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

１　建設業法第26条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
（２）　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
（３）　下請次数が３を超えないこと。
（４）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
（５）　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
（６）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
（７）　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（８）　兼務する工事についても、上記（２）～（７）の要件を全て満たすこと。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。
２　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（２）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（６）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
３　建設業法第26条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（２）　監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
（３）　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（４）　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

れら複数の工事を一の工事とみなす。
（５）　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
（６）　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
（７）　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
（８）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。
４　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
５　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
（２）　配置する工事現場の数が１であること。
（３）　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
（４）　下請次数が３を超えないこと。
（５）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること
（６）　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
（７）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
（８）　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
６　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項（３）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（７）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第　１２　節　　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆

の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

4　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（１）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（２）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（３）上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

（１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

（２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

（３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地

（４）建設発生土の搬出量
（５）建設発生土の搬出が完了した日

１０　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

１１　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

１２　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

１３　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

（１）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
（２）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
（３）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
（４）９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章　施工条件

第１節　盛　土

１ 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、　１１　㎥（地山土量）については当該工事に流用するものと見込んでいる。

第３章　その他

１　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
２　事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
３　本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

工　　事　　概　　要

工　事　名	千疋地区 復旧工事
施 行 箇 所	広島県 庄原市総領町亀谷（河内宅裏）

	費目工種	工　　種	種　別　・　細　別	数　量 当初	数　量 変更	単位	摘　　要
工事概要	山腹工						
	治山土工	掘削工	掘削（土砂）　機械　礫質土	9.0		m3	
		作業土工	床掘　　機械　礫質土	2.0		m3	
			埋戻　　機械　割栗石200～150	28.0		m3	
	法面工	伏工	植生シート	1.5		m2	
	土留工	土留（鋼製かご枠）	かご枠（K12）高さ0.5cm×幅120cm	22.0		m	
			端部枠	6.0		枚	
			吸出し防止材（合繊不織布　厚さ10mm）	29.4		m2	
			中詰材　　割栗石200mm～150mm	14.1		m3	
	水路工	山腹集水路・排水路工	山腹U型側溝　１号水路工	24.0		m	
	鉄板工	鉄板工	堤名板　　林道名板（A型）	1.0		枚	
	仮設工	防護柵設置	大型土のう流用土（現地発生土）	11.0		m3	
			大型土のう設置・撤去	8.0		個	

庄　　原　　市

令和 8 年度

小規模崩壊地復旧事業

千疋地区復旧工事　　仕　様　書

事業主体　　広島県庄原市

施工箇所　　庄原市総領町亀谷

令和　8　年度

千疋地区復旧工事

庄原市総領町亀谷　　地内

工　事　価　格	
消 費 税 相 当 額	
工　事　費　計	

積 算 情 報

工事名	千疋地区復旧工事		
執行年度	令和　8　年度	諸経費区分	林道 令和08年度
工種区分	治山･地すべり防止工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 9月 1日付 林道	単価地区	52:庄原市(旧総領町)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年10月 治山林道

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 ･･･････････ 補正無し 現場管理費 ･･･････････ 補正無し
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	冬期補正無　　(0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	０%～５%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

諸 経 費 設 定 情 報

名　　称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
＜林道工事＞	
【工区名称：治山･地すべり防止工事01】	
[工種]	治山･地すべり防止工事
[主要項目]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	０%～５%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	行わない
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
[処分費]	

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
治山･地すべり防止工事01	1	式				
山腹工	1	式				
治山土工	1	式				
掘削工　V=9m3	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準以外	9	m3			P　1 号	
作業土工　V=2m3	1	式				
床掘り 土砂 小規模	2	m3			P　2 号	
裏込砕石 砕石各種	28	m3			P　3 号	
残土処理工　V=2m3	1	式				
道路路面保護 現場制約あり 土砂 締固め有り	2	m3			P　4 号	
法面工	1	式				
植生工　A=1.5m2	1	式				

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満 時間制約無	1.5	m2			施　5 号	
土留工	1	式				
土留（鋼製かご枠）　L=22.0m	1	式				
かご枠工 幅120cm 詰石	22	m			施　6 号	
端部枠　K12型用(塗装) 50cm(高さ)×120cm（奥行）	6	枚				
不織布（合織） 厚10mm,強度117N/5cm	29.4	m2				
水路工	1	式				
山腹集水路・排水路工　L=24.0m	1	式				
1号水路工 角フリューム200	24	m			明　7 号	
銘板工	1	式				
銘板工　N=1枚	1	式				
林道名板（A型・アルミ軽合金） 200×150×10mm	1	枚				

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
仮設工	1	式				
仮設工	1	式				
土留・仮締切工	1	式				
床掘り 土砂 小規模	2	m3			P　2 号	
大型土のう製作・設置 ﾊﾞｯｸﾎｳ据付	8	袋			施　8 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

【 第　1 号 施工パッケージ 】

掘削 小規模　土砂 標準以外　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			20.13				
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・排対:2次] 標準ﾊﾞｹｯﾄ 山積0.13m3[平積0.10m3]			20.13				
【労務】			71.97				
運転手（特殊）			71.97				
【材料】			7.90				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.90				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂 [J6] = 8　施工数量 標準以外			[J2] = 5　施工方法 上記以外(小規模)				

庄原市

【 第　2 号 施工パッケージ 】

床掘り　土砂 小規模　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			18.73				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)[後方超小旋回型･排対:2次] 標準ﾊﾞｹｯﾄ 山積0.28m3[平積0.2m3]			18.73				
【労務】			74.16				
運転手（特殊）			40.26				
普通作業員			33.90				
【材料】			7.11				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.11				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 5　施工方法 上記以外(小規模)				
[SF] = 2　普通作業員(山林砂防工) 普通作業員							

【 第　3 号 施工パッケージ 】

裏込砕石　砕石各種　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			4.22				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1～3,2011,2014			4.20				
その他(機械)							
【労務】			69.23				
普通作業員			33.72				
特殊作業員			14.78				
運転手（特殊）			11.61				
土木一般世話役			8.71				
その他(労務)							
【材料】			26.55				
割ぐり石 200～150mm			21.99				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			4.54				

庄原市

【 第　3 号 施工パッケージ 】　　（続　き）

裏込砕石　砕石各種　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 10　砕石の種類 砕石各種			[SF] = 2	普通作業員(山林砂防工) 普通作業員			

【 第　4 号 施工パッケージ 】
道路路面保護 現場制約あり　　1　　m3 当り
(土砂 締固め有り　　,　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			0.25				
<賃>タンパ(ランマ) 質量60～80kg			0.25				
【労務】			99.40				
普通作業員			88.46				
特殊作業員			10.94				
【材料】			0.35				
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.35				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 6　施工方法 現場制約あり [J3] = 1　締固めの有無 締固め有り			[J2] = 1　土質 土砂 [SF] = 2　普通作業員(山林砂防工) 普通作業員				

【 第　5 号 施工単価表 】

植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満　　1　m2 当り

(時間制約無　　,　　)

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
法面工 植生工(人力施工) 植生シート工 肥料袋無(標準品) 【材工共】	1	m2				
諸 雑 費　(丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2　工種 植生ｼｰﾄ工(標準品)		[B] = 4　施工規模 施工規模250m2未満				
[C] = 1　時間制約 時間制約無						

庄原市

【 第　6 号 施工単価表 】

かご枠工 幅120cm 詰石　　10　　m 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
かご枠　K12型（めっき） 500×1200×1000mm	10	m2				
割ぐり石 200～150mm	5.7	m3				
バックホウ運転 ｸﾛｰﾗ型 山積0.45m3(平積0.35) 損料補正なし 排対型:1次基準		時間				
諸雑費 労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2　かご枠工規格 幅120cm			[B] = 1　詰石(詰土)区分 詰石			
[y1] = 2　骨材区分 割ぐり石 200～150mm [E] = 0.000　m2　植生ｼｰﾄ設計数量 [SF] = 2　山林砂防工(普通作業員) 普通作業員			[D] = 0.000　m2　吸出防止材設計数量 [X] = 2　ﾊﾞｯｸﾎｳ規格区分 排対型:1次基準			

【 第　7 号 明細書 】

1号水路工 角フリューム200　　10　　m 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
U型側溝 L=2000mm/本	10	m			明　9 号	
コンクリート　無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB　人力打設	0.07	m3			明　10 号	
型枠　一般型枠 均しコンクリート	1	m2			明　11 号	
コンクリート 人力打設 無筋･鉄筋構造物 18-8-40高炉60%小型 一般養生	0.02	m3			P　12 号	
床掘り 土砂 小規模	1	m3			P　2 号	
埋戻し 現場制約あり 土砂 締固め有り	1	m3			P　13 号	
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

庄原市

【 第　8 号 施工単価表 】

大型土のう製作・設置 ﾊﾞｯｸﾎｳ据付　　10　　袋 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
1t土のう 丸型,径110cm×長108cm	10	枚				
土砂 ほぐした土量	10	m3				
バックホウ運転(クレーン機能付き)(賃料) ｸﾛｰﾗ型･後方超小旋回型 山0.45m3 2.9t吊 排対型:1次基準		日				
諸雑費 労務費の%		%				
計						
単位当たり						
[条件] [y1] = 1　大型土のう区分 1t土のう		[x] = 2　ﾊﾞｯｸﾎｳ規格区分 排対型:1次基準				
[SF] = 2　山林砂防工(普通作業員) 普通作業員						

【 第　9 号 明細書 】

U型側溝 L=2000㎜/本　　1　　m 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
昼間_U型側溝【手間のみ】 L=2000_1000kg/個以下 時間的制約なし 排水構造物工	1	m				
角フリューム ＫＦ２００　Ｌ＝2.0m	0.5	本				
計						
単位当たり						

【 第 10 号 明細書 】

コンクリート 無筋・鉄筋構造物 18-8-40BB 人力打設　　1 m3 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
コンクリート 人力打設 無筋･鉄筋構造物 18-8-40高炉60%小型 一般養生	1	m3			P 12 号	
計						
単位当たり						

【 第 11 号 明細書 】

型枠　一般型枠 均しコンクリート　　1　㎡2 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
型枠 一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	1	㎡2			P 14 号	
計						
単位当たり						

【 第 12 号 施工パッケージ 】

コンクリート 人力打設 無筋･鉄筋構造物 1 m3 当り

(18-8-40高炉60%小型 ,一般養生)

名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【労務】			36.06				
普通作業員			21.19				
特殊作業員			6.54				
土木一般世話役			5.90				
その他(労務)							
【材料】			63.94				
レディーミクストコンクリート指定品 18-8-40 W/C(60%),高炉			63.94				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 構造物種別 無筋･鉄筋構造物 [N1] = 32 ｺﾝｸﾘｰﾄ規格 18-8-40(高炉)W/C60% [J7] = 1 現場内小運搬の有無 有り [SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員			[J9] = 3 打設工法 人力打設 [J5] = 2 養生工の種類 一般養生 [N3] = 2 生ｺﾝ小型車割増 小型車割増あり				

【 第 13 号 施工パッケージ 】
埋戻し 現場制約あり　　1 m3 当り
(土砂 締固め有り ,)

名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			0.25				
<賃>タンパ(ランマ) 質量60～80kg			0.25				
【労務】			99.40				
普通作業員			88.46				
特殊作業員			10.94				
【材料】			0.35				
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.35				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 6 施工方法 現場制約あり [J3] = 1 締固めの有無 締固め有り			[J2] = 1 土質 土砂 [SF] = 2 普通作業員(山林砂防工) 普通作業員				

庄原市

【 第 14 号 施工パッケージ 】

型枠　一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ　　1　　m2 当り

名　称 ・ 規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【労務】			100.00				
型わく工			58.78				
普通作業員			19.90				
土木一般世話役			6.07				
その他(労務)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　型枠の種類 一般型枠 [SF] = 2　普通作業員(山林砂防工) 普通作業員			[J2] = 5　構造物の種類 均しｺﾝｸﾘｰﾄ				

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			数量	単位	備　　考
山腹工	治山土工							
		掘削工						
			掘削(土砂)	機械	礫質土	9	m3	バックホウ0.13m3掘削積込(地山)
		作業土工						
			床掘	機械	礫質土	2	m3	バックホウ0.13m3掘削積込(地山)　大型土のう設置床掘
			埋戻	機械	割栗石200～150	28	m3	締固め無し
		残土処理工						土量配分表より
				残土敷均し	道路路面保護	2	m3	現場内敷均し
	法面工							
		伏工						
			植生シート			1.5	m2	
	土留工							
		土留(鋼製かご枠)						
			かご枠(K12)	高さ0.5cm×幅120cm		22.0	m	(A=11.0m2)　　設置歩掛に埋戻含まれる　　10m2当り端部枠を2枚含む
			端部枠			6	枚	8 -11.0/10×2=　　6
			吸出防止材	合繊不織布 厚さ10mm		29.4	m2	27.5 ×(1+0.07)=　　29.4
			中詰材	割栗石200mm～150mm		14.1	m3	13.2 ×(1+0.07)=　　14.1
	水路工							
		山腹集水路・排水路工						
			山腹U型側溝	1号水路工		24.0	m	角フリューム200

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

数量総括表

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4			数量	単位	備　　考
	銘板工							
		銘板工						
			堤名板	林道名板(A型)	150×200×10mm	1	枚	
仮設工	仮設工							
		防護柵設置						
			大型土のう流用土(現地発生土)			11	m3	10 /0.9
			大型土のう設置・撤去(径110cm×長108cm)			8	個	

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

土　量　配　分　表

掘　削	地山土量
掘 削(人)	
掘 削(機)	9
大型土のう設置掘 削(機)	2
計	11m3

11m3 →

	変化率による換算	流用土
盛土	10/0.9	11
計		11
残土	11 － 11	

← 10m3

盛　土	盛土土量
大型土のう流用	10
計	10m3

作業土工	地山土量
床 掘(人)	
大型土のう設置床掘(機)	2
計	2m3

2m3 →

2m3 →

作業土工	埋戻土量
埋 戻	
計	

法　切	地山土量
法 切(人)	
法 切(機)	
計	

2m3 →

崩　土	地山土量
掘 削(崩土)	
法 切(崩土)	
計	

2m3 →

残土処理(礫質土)	2m3
残土処理(軟岩)	

軟岩	地山土量
計	

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

掘削工　数 量 計 算 表

測点名	距離	掘　削 人力・礫質土				掘　削 機械・礫質土							
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
	(m)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
							2.0						
	0.7					0.40	2.0	2.00	0.8				
	2.3						0.2	1.10	2.5				
							0.2						
No.1	0.7						0.2	0.20	0.1				
	1.1						0.2	0.20	0.2				
							0.2						
	1.9						3.9	2.05	3.9				
	0.8					0.40	3.9	3.90	1.6				
合計	7.5								9.1				
設計数量									9				

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

作業土工　数 量 計 算 表

測点名	距離	床　掘 人力・礫質土				床　掘 機械・礫質土				埋　戻 割栗石200～150			
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
	(m)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
											0.3		
	0.7										0.3	0.30	0.2
	2.3										6.9	3.60	8.3
											6.9		
No.1	0.7										6.9	6.90	4.8
	1.1										6.9	6.90	7.6
											6.9		
	1.9										0.3	3.60	6.8
	0.8										0.3	0.30	0.2
合計	7.5												27.9
設計数量													28

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

法面保護工　数 量 計 算 表

測点名	距離	伏工 植生シート											
		修正距離	法長	平均	面積	修正距離	法長	平均	面積	修正距離	法長	平均	面積
	(m)	(m)	(m)	(m)	(m2)	(m)	(m)	(m)	(m2)	(m)	(m)	(m)	(m2)
端止													
左側側面			0.5										
		0.4	0.0	0.25	0.1								
			0.0										
右側側面		0.4	0.5	0.25	0.1								
端止					1.3								
合計	0.0				1.5								
設計数量					1.5								

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

土留工　数 量 計 算 表

測点名	距離	1号土留工 吸出防止材(後面・底面)				1号土留工 吸出防止材(端部)				1号土留工 中詰材			
		修正距離	法長	平均	面積	修正距離	法長	平均	面積	修正距離	断面	平均	体積
	(m)	(m)	(m)	(m)	(m2)	(m)	(m)	(m)	(m2)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
端止									2.4				
左側側面			3.97								2.4		
		2.0	3.97	3.97	7.9					2.0	2.4	2.40	4.8
			3.46								1.8		
		2.0	3.46	3.46	6.9					2.0	1.8	1.80	3.6
			3.97								2.4		
右側側面		2.0	3.97	3.97	7.9					2.0	2.4	2.40	4.8
端止									2.4				
合計	0.0				22.7				4.8				13.2
設計数量					22.7				4.8				13.2

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

法切・法面工　数 量 計 算 表

測点名	距離	法　切 機械・崩土				法　切 人力・礫質土				法　切 機械・礫質土			
		修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
	(m)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
合計	0.0	0.00 /1.20=			0.0								
設計数量					0								

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

仮設工　数 量 計 算 表

測点名	距離	大型土のう作成(径110cm×長108cm) 機械・礫質土				大型土のう設置床堀 機械・礫質土							
		個数	土量	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積	修正距離	断面	平均	体積
	(m)	(個)		(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)
			1.3										
No.0		8	1.3	1.30	10.4								
						0.0	0.2						
						4.0	0.2	0.20	0.8				
						0.0							
						0.0	0.2						
						4.0	0.2	0.20	0.8				
						0.0							
合計	0.0				10.4				1.6				
設計数量					10				2				

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

練積ブロック工　　数 量 計 算 表 1

天端厚 0.37　　表勾配1: 0.30　　斜率　1.044

裏勾配1: 0.30

測点名	距離	高さ	練積ブロック			裏込コンクリート			裏込砕石			天端コンクリート		
			法長	平均	面積	断面	平均	体積	高さ	平均	体積	断面	平均	体積
	(m)	(m)	(m)	(m)	(m2)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m)	(m3)	(m2)	(m2)	(m3)
合計	0.0				0.00			0.00			0.00			0.00
設計数量					0.0			0.0			0.0			0.0

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

練積ブロック工　　数 量 計 算 表 2

天端厚 0.37　　表勾配1: 0.30　　斜率　1.044

裏勾配1: 0.30

測点名	距離	高さ	基礎コンクリート			基礎型枠			目地材					
			断面	平均	体積	高さ	平均	面積			面積	断面	平均	面積
	(m)	(m)	(m2)	(m2)	(m3)	(m)	(m)	(m2)			(m2)	(m)	(m)	(m2)
合計	0.0				0.00			0.00			0.0			0.00
設計数量					0.0			0.0			0.0			0.0

庄原市 総領町 亀谷　　千疋地区

水路工　数 量 計 算 表

測点名	距離	1号水路工 角フリューム200											
		延長	小計										
	(m)	(m)	(m)										
No.1		24.0	24.0										
合計	0.0		24.0										
設計数量			24.0										